令和５年８月１０日
鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会
提出資料　№.１

	項　目	前々回の委員会（Ｒ５．６．６）以降の取組・経過等	今　後　の　対　応	担当課
1	ドルフィンポート跡地等の開発	○令和5年6月12日～13日、県が鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会の実地調査（高松港、長崎港）を行った。 ○5年7月3日、第14回県市連絡会において、市から多機能複合型スタジアム整備にかかる候補地の整理及び今後の方向性等について説明を行い、意見交換を行った。 ○5年7月22日～24日、県が第4回鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会（ポスターセッション及びプレゼンテーション）を開催した。 ○5年7月25日、県が第１回鹿児島港本港区エリア景観・デザイン調整会議を開催した。 ○5年8月4日、第15回県市連絡会において、市から第１回多機能複合型スタジアム検討協議会の議事概要等について説明を行い、意見交換を行った。 ○5年8月7日、県が台風６号の影響により、8月9日に予定していた第5回鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会の開催延期を公表した。	鹿児島港本港区エリア全体が、市民・県民や観光客の集う、潤いやにぎわいのある交流空間となり、さらなる中心市街地のにぎわいの創出や回遊性の向上に繋がるよう、利活用に係る検討委員会で議論するとともに、県市連絡会などにおいて、意見交換を行う。	都市計画課 スポーツ課

	項　目	前回の委員会（Ｒ５．６．２８）以降の取組・経過等	今　後　の　対　応	担当課
2	サッカー等スタジアムの整備	○令和5年6月30日、公益社団法人日本プロサッカーリーグクラブライセンスマネージャー宛に、多機能複合型スタジアムの整備に係る意向表明書を提出した。 ○5年6月30日、市長が知事に対し、北ふ頭でのスタジアム整備検討について説明を行った。 ○5年7月3日、第14回県市連絡会において、市から多機能複合型スタジアム整備にかかる候補地の整理及び今後の方向性等について説明を行い、意見交換を行った。 ○5年7月22日～24日、県が第4回鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会（ポスターセッション及びプレゼンテーション）を開催した。 ○5年7月25日、第1回多機能複合型スタジアム検討協議会を開催した。 ○5年8月4日、第15回県市連絡会において、市から第1回協議会の議事概要等について説明を行い、意見交換を行った。 ○5年8月7日、県が台風6号の影響により、8月9日に予定していた第5回鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会の開催延期を公表した。	引き続き、県と市の間で協議を行うなど、緊密な連携を図るとともに、北ふ頭について、多機能複合型スタジアム検討協議会や港湾関係者の意見を聴取しながら、鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会に対し、時機を逸することなく、丁寧に説明を行い、その論議も踏まえながら検討を進める。	スポーツ課

令和５年８月１０日
鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会
提出資料　№.２

実地調査結果について

１　目的

鹿児島港本港区エリアの利活用の全体像の検討を行うに当たっての参考とするため，県外港湾のウォーターフロントの利活用状況を実地調査するもの。

２　開催日時・場所

(1) 令和５年６月 12 日（月）午前９時～午後１時 30 分
高松港（サンポート高松）

(2) 令和５年６月 13 日（火）午前９時～午後２時
長崎港（元船地区，松が枝地区，長崎駅周辺）
※午後２時 10 分より 30 分程度，委員のみの意見交換会を実施

３　参加者数

全 15 名中延べ９名の委員が参加

４　結果概要

・　検討委員会で今後の論点とされた「公共の機能の確保」，「導入機能」，「中心市街地との連携」，「景観への配慮」を中心に調査を行い，高松，長崎，それぞれ参考になるところがあった。

５　主な意見等

- 人流と物流の輻輳を回避する必要（輻輳が懸念される地区あり）
- 人を港に誘導する動線、仕掛けが必要（高松港では多目的広場に地下駐車場を設置、プロムナード整備を検討、長崎港ではボードウォークを整備）
- 公共交通との結節が重要（両港とも JR 駅から近く、長崎港は路面電車の延伸を将来的に構想）
- 公共施設整備では県市連携が重要（高松のプロムナード整備では協議会を作り役割分担や費用負担を整理）
- 視点場の設定（長崎港ではグラバー園から海に向けた視点場があり、近くに世界遺産の大浦天主堂があり，海を挟んだ向かい側にも産業革命遺産があることから厳しく規制）
- 施設整備において景観やデザインへの配慮に行政が口を出せる状態を確保するべき（香川県立アリーナ整備における考え方）
- まちづくりにおいて、無機質にならないよう緑地を入れておく，施設を詰め込みすぎないことも重要
- 20 年単位でのまち全体に一貫性のあるデザインづくりとそのスキームの継続が重要
- 設置するコンベンション施設については，誘致ターゲットとするＭＩＣＥの種別を明確にすることが肝要。（出島メッセは学会誘致を狙うとの戦略）
- ウォーターフロントエリア内の公園のデザイン，有り様は大きなポイント。人が集い，楽しめる憩いの空間であること。
- ウォーターフロントエリアに商業施設を誘致する場合，その施設とエリアの親和性にこだわること。

鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会　実地調査概要

	公共機能	導入機能	中心市街地との回遊性	景観への配慮	そのほか（運営等）	そのほか（MICE）
高松港（サンポート高松）	・高速艇・フェリー・クルーズ船岸壁 ・ターミナルビル、待合所 ・多目的広場 ・地下駐車場、地上駐車場 ・タクシー乗り場 ・ハーバープロムナード　　等	・「シンボルタワー」（ビジネスクエア、国際会議場・ホール・会議室、飲食・物販、公共施設の入る複合ビル） ・レストハウス ・県立アリーナ ・国合同庁舎　　等 （隣接して高松駅、バスターミナル、ホテルが立地）	港内における４つのプロムナード整備や，港から中心市街地への回遊性向上を目的としたプロムナード化の取組　等	近隣施設から瀬戸内海への眺望に配慮した提案を求め，高さを抑えた県立アリーナ整備の取組　等	・瀬戸内国際芸術祭の開催 ・一体的なまちづくり（エリアマネジメント）の手法としてサンポートFACTプロジェクトを実施	【サンポートシンボルタワー】 （タワー棟） ・国際会議場400㎡ （ホール棟） ・大ホール（劇場型）1,500席 ・第１小ホール（劇場型）312席 ・第２小ホール375㎡ ・展示場400㎡ ・会議室30～166㎡×12 ※タワー棟は30F建て、ホール棟は8F建て 【JRホテルクレメント高松（隣接）】 ・大宴会場2,100㎡ ・小宴会場56,60×3,128,100,58㎡他 ※ホテルは21F建て 【サンメッセ香川（サンポート高松から約8km）】 ・大展示場4,015㎡ ・小展示場1,022㎡ ・大会議室516㎡ ・中～小会議室49～147㎡×4
長崎港内港地区（尾上、元船、常磐・出島、松ヶ枝地区）	・高速船、フェリー、観光船、クルーズ船岸壁、耐震強化岸壁 ・「おのうえの丘」（防災緑地）、「長崎水辺の森公園」 ・地上駐車場、立体駐車場 ・ターミナルビル ・ＣＩＱターミナル ・貨物上屋　　等	・「ドラゴンプロムナード」（多目的な利用に配慮したオープンスペース） ・「長崎出島ワーフ」（臨海型商業施設）　　等 （元船地区産業関連用地にはショッピングセンターが立地）	賑わいや回遊性を高める松が枝地区整備構想や長崎港元船地区整備構想の取組等	地区全体で施設のデザインの調整を行う環長崎港地域アーバンデザインシステムの取組　等	・松ヶ枝地区において新ターミナルや駐車場、緑地、既存ターミナルの利活用についてPPP/PFI導入を予定 ・元船地区整備構想において民間活力の導入による官民連携事業を検討	【出島メッセ長崎】 ・コンベンションホール2,700㎡ ・イベント・展示ホール3,800㎡ ・大会議室600㎡ ・中会議室210～230㎡×4 ・小会議室20～130㎡×17

鹿児島港本港区エリア利活用検討委員会　実地調査の状況

6月12日（月） 高松港
①概要説明
於：高松港ターミナルビル

②全体像の説明
於：高松シンボルタワー展望室

③(左)5万トン級岸壁
(右)3千トン，５千トン級岸壁

鹿児島港本港区エリア利活用検討委員会　実地調査の状況

④【公共機能の確保】
フェリー乗り場周辺の歩車分離状況の確認

⑤【導入機能】
かがわ国際会議場

⑥【導入機能】
レストハウス
レストランMIKAYLA（ミケイラ）

鹿児島港本港区エリア利活用検討委員会　実地調査の状況

6/13長崎港
⑦全体像の説明

⑧手前：元船地区
中央：常磐・出島地区（未視察）
奥　：松が枝地区

⑨【導入機能】
元船地区の荷さばきの状況

鹿児島港本港区エリア利活用検討委員会　実地調査の状況

⑩【導入機能】
元船地区
右：立体駐車場
中央奥：ドラゴンプロムナード
左：上屋

⑪【景観への配慮】
松が枝国際旅客船
ターミナルの状況

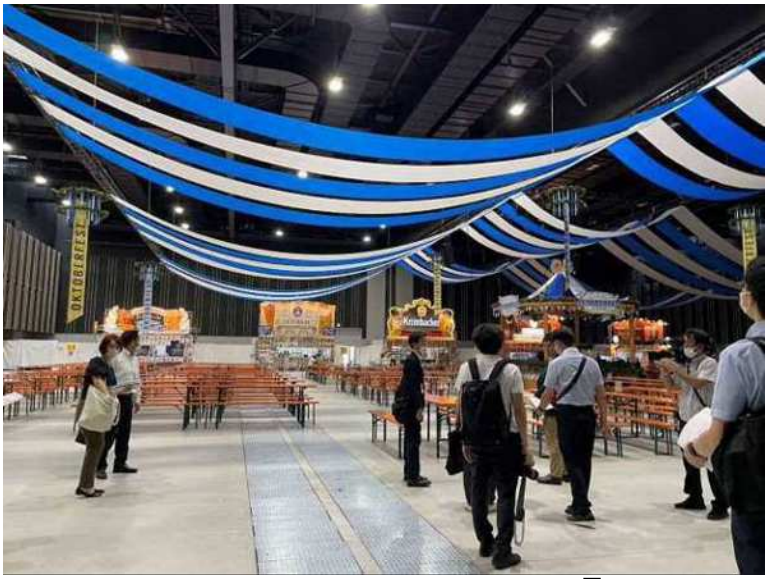

⑫【導入機能】
出島メッセの展示ホール

令和５年８月１０日
鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会
提出資料　№.３

第４回鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会について

１　開催概要

（開催日時）

①ポスターセッション（応募のあった２３４件のうち９５件を展示）

令和５年７月２２日（土）10 時～16 時

７月２３日（日）10 時～16 時

②プレゼンテーション

令和５年７月２４日（月）13 時 30 分～17 時 10 分

（開催場所）

鹿児島港本港区北ふ頭旅客ターミナル２階

（プレゼンテーションの会次第等）

１　開会

２　議事

（１）鹿児島港本港区エリアの利活用のアイディアに関するプレゼンテーション

〔プレゼンテーション参加者〕

①伊地知亮　ポナン

②公益財団法人鹿児島市水族館公社

③桜島 LOVER30’s 女子

④竹添星児

⑤政所顕吾

⑥NPO 法人ゆめみなと鹿児島

⑦NPO 法人薩摩リーダーシップフォーラム SELF

（２）意見交換

（３）その他

３　閉会

２　委員等出席状況（プレゼンテーション）

第4回　鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会
出席者名簿

１　委員（15名）　　（五十音順，敬称略）

氏　　名	役　職　名	備考
有馬（ありま）　勝正（かつまさ）	（一社）鹿児島市商店街連盟　会長	
有村（ありむら）　和晃（かずあき）	鹿児島県旅客船協会　会長	
有山（ありやま）　まり子（こ）	消費生活アドバイザー	
岩崎（いわさき）　芳太郎（よしたろう）	鹿児島商工会議所　会頭	
太田（おおた）　正隆（まさたか）	（株）JTB総合研究所MICE戦略室　主席研究員	
大西（おおにし）　英二朗（えいじろう）	鹿児島港運協会　会長	
木方（きかた）　十根（じゅんね）	鹿児島大学大学院　理工学研究科　建築学プログラム 教授	
北﨑（きたざき）　浩嗣（こうじ）	鹿児島大学　法文学部　法経社会学科　教授	
郷原（ごうはら）　茂樹（しげき）	環錦江湾ネットワーク　代表	欠　席
津曲（つまがり）　貞利（さだとし）	鹿児島経済同友会　代表幹事	
西村（にしむら）　幸夫（ゆきお）	國學院大學　観光まちづくり学部長	欠　席
升本（ますもと）　喜之（よしゆき）	（一社）九州経済連合会　事務局長	
松山（まつやま）　芳英（よしひで）	鹿児島市　副市長	
森（もり）　正則（まさのり）	（株）日本政策投資銀行南九州支店長	
森下（もりした）　晶美（まさみ）	東洋大学　国際観光学部　国際観光学科　教授	欠　席

２　アドバイザー

組織名等	備考
国土交通省　九州地方整備局　鹿児島港湾・空港整備事務所　（所長）	欠　席

３　オブザーバー

組織名等	備考
奄美市　（総務部長）	欠　席
鹿屋市　（市長公室長）	欠　席
霧島市　（企画部長）	

３　委員の意見概要（プレゼンテーション）

（大西委員）

・一般の方は、港の奥（船が出入りする岸壁付近）まで来る必要はない。
・ドルフィンポート跡地、ウォーターフロントパーク周辺を、居心地が良いスペースにするというのが一番である。

（太田委員）

・どの案がというよりは、どの案からもいいとこ取りが出来ると良い。
・こうした計画では、大きな時間軸の段階がある。こうしたい、こうありたい、といったアイデア出しの段階から、計画的な基本構想の構築、実現性のある実施計画段階等の時間軸がある。こうしたエリア開発を通じて、観光・コンベンション等の交流機能、スポーツ・レクレーション機能などを集約することで賑わいのある多様な交流エリアを目標としているとの理解でいる。
・今回の貴重なアイデアや提案が青写真を作るような構想段階なのか、それとも、実施段階の話なのかが、各案で混在しているようだった。提案を頂いた方々の職業、個人・団体など様々な立場を踏まえての多様なアイデアなので当然と思う。
・今更だが、もっと早い時から色々とご提案をいただいて、全体のバランスを考慮しながら「いいとこ取り」が出来るともっと良い。
・この段階では、困難なことも多いと思うが、個別の設備や建築のハード面のいいとこどり、コンセプト等のソフト面のいいとこ取りは出来る範囲でやれると良い。

（松山委員）

・人流物流に伴う港湾機能の確保が大事である。
・そういった中で、港湾機能を確保しながら、エンターテイメント空間、憩いの空間、交流空間なども一方では求められているというふうに感じた。
・鹿児島市としては、本港区エリアは観光交流機能やスポーツ・娯楽レクリエーションの機能などの集約による賑わい溢れる交流拠点の形成を図るというところでは、鹿児島市の今後のまちづくりの方向性と一致している。
・港湾機能の確保をしながら、交流拠点となるようなエリアにできれば良い。

（森委員）

・本港区は港であるということは変わらない。その中で、いかに有効的に利活用していけるのかという基本的な部分は外せない。これは大前提である。
・日常と非日常、あるいは観光と言い換えても良いが、その部分をどういうふうにすみ分けるか。あるいは一緒に考えていくのが良いか整理をしていく必要がある。
・鹿児島らしさ、離島、海の玄関口、憩い、健康、ウェルネス、文化、エンターテイメント、賑わいなどのキーワードをうまく活かしていきながらゾーニングを考えていく。
・時間軸とか、本港区以外の全体のまちづくりの中で、どう位置付けていくのかについても今後、考えていかなければならないポイントである。

（有村委員）
・賑わいゾーンと物流を中心とした離島航路は非常に共存が難しいイメージを持っていたが、様々な提案の中に、もしかしたら共存できそうだというような案も何件かあった。
・県民の皆さんが本当に納得できるようなゾーニングを始め、そういう賑わいと物流、離島航路、そしてクルーズ船と、共存していけるような良い方法が少し見えてきた。

（升本委員）
・この時間が何のためにあったのかは、私達に課せられた大きな宿題である。
・最終的に実現可能な事業化をしていく中で、事業者を公募しなくてはならない。その手前にあるビジョン、30 年、50 年経って絶対経年劣化させてはならないという道標のようなビジョンを、どうやってもう一度強固なものを作っていくのか。その過程で、今日の７件の意見は活かしていかなくてはならない。

（有山委員）
・皆さん目指してるところは一緒であるが、いろいろなアプローチがあるということを考えた。また、景観はもちろん、緑地、子供の遊び場、学び場、美術館などを求めているということを印象深く思った。
・北ふ頭旅客ターミナルで開催できたことが非常に良かった。喜界航路の船が着岸し、商品が降ろされる様子などを見て、これが港の日常だと感じた。こういった港の日常を残したい。
・土地の有効活用とか、交通渋滞や安全性の問題もあり、港湾機能はどこかに移転せざるを得ないと思っていたが、港という場所を残した方が良い。そうすると、当然安全面での配慮、交通の面でも、一時的に大量に人や物が行き交うような、施設、機能というのは、この北ふ頭にはふさわしくない。

（有馬委員）
・憩い、癒やし、楽しみを大きなテーマとして、実現させるのが良い。

（木方委員）
・各地の暮らしを支えている港の姿は鹿児島は誇りである。船が何隻も入り、そこで働いている方々がいて、それを見ながら憩い、楽しむ、学ぶ、健康などが共存することこそ、鹿児島らしさである。
・港湾機能が無くなったまちを再生して観光地にする話と違う。よって、一般的に見栄えが悪いのかどうなのかとかいう、ステレオタイプの理解ではなく、鹿児島の港はこうなんだって自信を持って、まちづくりをしていくことがとても大事である。

（津曲委員）
・本日の７作品は本当にもっと詳しく知りたいという方々の話であり、大変勉強になった。ただ、この７作品がこの 234 件の中から最も優れたものとして選ばれたわけでもなく、７作品の中でどれが一番良いということを決めるものでもないというのは、認識を共有したい。
・大事なのはこの７作品だけではなく、234 件の中で、この本港区にかける思いとかというもの

の中で、外してはいけない最も重要なものは何なんだろうなということを、我々が１枚１枚見る中で感じたことを、この検討委員会できちっと反映をし、より良い本港区になるべく意見を集約していければ良い。

・時間軸で言えば、スポーツ・コンベンションセンターを作ることは決定しており、本港区のあり方っていうものを踏まえた上で、時間軸としては、本港区の 30 年、50 年という中で、鹿児島にとってどのように魅力的な場所であり続けるかっていう議論は絶対外せない。

・住んでいる方々、頻繁に訪れたい方々にとって、癒し、憩いの場にしっかりなっているのかということは外せない。

・港の機能は担保した上で、再開発を進める道を考えていくべきだということも感じた。そして、現にここで生活をし、そして営みをされている方々についても、どのように整理をするかという話もあるが、そういう方々が継続できていけるよう、もし、継続しないとするならば、代替地としてどこがあるかということは真剣に考えなければ、ここで事業を営んでいる方々や施設を、全部を無くし、何かを作るということでは決してないわけであり、そこについてはさらに慎重な議論をすべき。

・話を聞いて、開かれたところもあれば、さらに本当に難しいなと思うところもあり、複雑ではあるが、やはり進めていかなければ、ここがアンタッチャブルになっていくのは最も良くなく、何かの形で進めていかないということは感じた。

（北﨑委員長）

・新しいものを作るとか、新しいゾーニングするというときには、既存の施設をしっかり利用してるかどうかチェックしておかないといけない。既存の施設でどれだけ本港区をよくできるのかという議論も必要である。その上で、これが必要だから、これを建てないといけない、そういうときに検討委員会は、説明責任を果たせるようにしたい。

・北ふ頭、ウォーターフロントパーク及びドルフィンポート跡地については意見は出ている。ただ、南の方（住吉 15 番街区など）に関しては意見がまだ出ておらず、十分な議論が出ていない、活発な議論が展開されてない。

・北ふ頭は、動線とか駐車場の問題とかいろいろあることから、市は何か社会実験的なもので、人の流れや駐車場がどう必要かということを県とちょっと連携、協力して、何かしらこういう方向性が良いというぐらいは出してほしい。県と市がもう少し連携すれば、検討委員会としても、いろいろな判断材料ができる。

・検討委員会は 12 月が期限であるが、検討委員会を進めていくにあたり、アイディアとかは、極力拾うようにしたいと思うが、具体的なゾーニングをするときには、説明責任を十分果たせるような形にしたい。

・時間軸、優先度及び実現可能性について、いろんな人によってターゲットは違うが、極力エリアごとに県民市民の意見を入れるような形にしないといけない。

令和５年８月１０日
鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会
提出資料　№.４

第１回 鹿児島港本港区エリア 景観･デザイン調整会議

日時：令和５年７月２５日(火)
　　午後３時～午後５時
場所：県庁１４階14-A-1会議室

会　　次　　第

１　開　　会

２　委員紹介

３　議　　事

（１）鹿児島港本港区エリアに係るこれまでの検討経過等

（２）調整会議の進め方と概ねのスケジュール

（３）景観・デザインの配慮について

（４）意見交換

（５）その他

４　閉　　会

鹿児島港本港区エリア　景観・デザイン調整会議　設置要綱

（名称）

第１条　この調整会議は，「鹿児島港本港区エリア 景観・デザイン調整会議」（以下「調整会議」という。）と称する。

（目的）

第２条　有識者や県民の意見を踏まえて，本港区エリアにおける景観・デザインに係る基本的な方向性を示す「景観形成ガイドライン(仮称)」を策定し，同ガイドラインの考え方に基づき景観・デザイン形成の取組が図られることを目的とする。

（委員）

第３条　調整会議は，知事が委嘱した委員で組織する。

（調整会議）

第４条　調整会議は，事務局が招集する。

２　事務局は，議事を整理する。

３　事務局は，必要があるときは，委員以外の者の出席を求めることができる。

４　調整会議は，ガイドラインの策定にあたって，別途設置されている「鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会」へ報告し，頂いた意見について反映を図るものとする。

（規約の改正）

第５条　本要綱の改正は，本調整会議の決議によらなければならない。

（調整会議の事務局）

第６条　調整会議の事務局は，鹿児島県土木部港湾空港課に置く。

（雑則）

策７条　この要綱に定めるものほか，調整会議の運営に関し必要な事項はそれぞれ，事務局が別に定める。

附　則

１　この要綱は，令和５年７月２５日から施行する。

「鹿児島港本港区エリア　景観・デザイン調整会議」
委　員　名　簿

委員（１１名）　　（敬称略）

役　職　名　等	氏　名　等
鹿児島大学大学院理工学研究科　准教授	小山　雄資
鹿児島県立短期大学　生活科学科　教授	川島　茂
九州大学大学院芸術工学研究院　准教授	高取　千佳
公益社団法人　全日本広告連盟　鹿児島広告協会　事務局長	徳島　健
鹿児島市　建設局　都市計画部　都市景観課長	中島　祥太
鹿児島市　建設局　都市計画部　都市計画課長	山中　浩平
鹿児島県　総合政策部　地域政策課長	岩元　慎二
鹿児島県　土木部　建築課長	上村　康孝
鹿児島県　土木部　都市計画課長	喜元　亨
鹿児島県　土木部　港湾空港課長	佐多　悦成
鹿児島県　土木部　港湾空港課　本港区まちづくり推進室長	冨宿　浩嗣

事務局

鹿児島県　土木部　港湾空港課

本港区エリアにおける景観・デザイン調整会議等について

【目的】 県民が共感できる本港区エリアにふさわしい景観・デザインに係る具体的基準（ガイドライン）を策定し，
同エリアの今後の施設等整備において反映

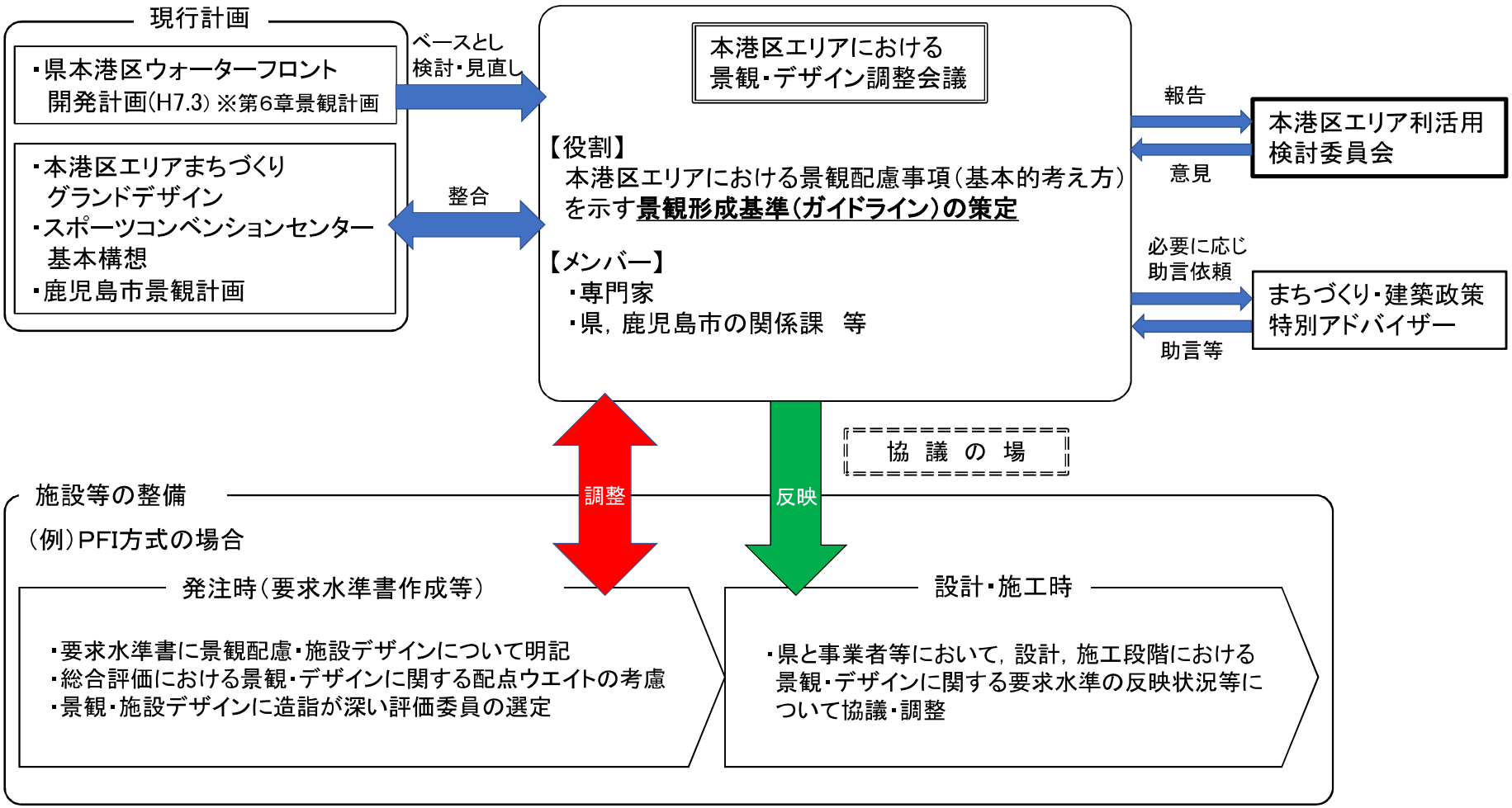

鹿児島港本港区エリア　景観・デザイン調整会議の進め方と概ねのスケジュール

年度	開催時期	協議事項
Ｒ５	７月25日 （今回）	第１回会議 ・現状説明，今後の進め方，意見聴取 ・景観・デザインへの配慮項目
	８月	第２回会議 ・ガイドライン(事務局案)の提示 ・意見聴取
	10月初旬	第３回会議 ・ガイドライン（素案)の提示 ・意見聴取
	10月	パブリックコメント
	12月	第４回会議 ・パブリックコメントの内容と対応 ・ガイドライン（案)の承認 ・調整会議の今後の方向性

鹿児島港本港区エリアにおける景観・デザイン

への配慮を検討するにあたり示すべき項目（案）

１　鹿児島港本港区エリアのまちづくりの考え方

２　本ガイドラインの対象区域

３　配慮の方針

４　眺望地点の設定

５　配慮する事項

６　配慮についての調整

第１回「鹿児島港本港区エリア 景観・デザイン調整会議」議事概要

・開催日時：令和５年７月 25 日（火）１５：００～１７：００
・開催場所：県庁１４階（14－Ａ－１会議室）
・出席委員：小山委員，川島委員，高取委員，中島委員，山中委員，岩元委員代理（有川課長補佐），上村委員，喜元委員，佐多委員，冨宿委員　の計 10 名

※以下，議事に従い，本港区エリアに係るこれまでの検討経過等や，調整会議の進め方等，及び景観・デザインの配慮について事務局等からの説明後の内容（発言順）

（喜元委員）

・　横浜のみなとみらい２１を参考にガイドラインを作成すればどうか。
・　基本的な考えを示すガイドラインをどのように建築物や工作物に反映させるのかということについては，行政が中心になって事業者等と協議・調整し反映していく必要がある。
・　本県には，環長崎港地域アーバンデザインシステムのような景観配慮の仕組みはなく，本調整会議でできたガイドラインをどう施設へ反映させていくのか，検討が必要。
・　既存方針等について現在の状況等に照らし修正して方針を作っていく。

（小山委員）

・　過去の計画資料を見ていくと，ウォーターフロントパークが鹿児島市にとって桜島を望むテラスになっており，この地域のイメージとして定着してきたものと認識できる。昨日のプレゼンテーションでも，オープンスペースや桜島の景観を大事にすることは，大前提であった。今後，受け継ぐ部分（桜島の眺望）と，変えていく部分（人流・物流などの港湾機能）をどう共存させるか。
・　港湾機能に関する景観を，この地域でどう解釈してどう受け継いでいくのかがポイントになる。生業の部分である港湾機能を支えている仕組みをどう解釈するのか。
・　対象地周辺の景観を，どう解釈して後世へ残していくのか。
・　市の景観方針として「個性ある骨格景観の形成」がある。骨格景観は，本港区では何なのか。桜島は前提として，その他に，生業とか市民の憩いとは，どんな要素があるか検討することが重要。市の基本方針に，「骨格景観の要素を組み合わせて」とある。桜島や港湾機能を景観としてどう組み合わせるのか。

（川島委員）

・　本港区の景観の視点で，桜島を含む自然景観をどう取扱い，人に示すか。直近に天文館が控えていて，回遊性を目指すと，都市景観の佇まいが生まれてくる。都市景観と自然景観をどう相対するのか。桜島から，港湾地区の景観形成をどう形作っていくのか。明らかなのは，桜島をどう見るか。対比しやすいのは，横浜みなとみらいである。
・　先日のポスターセッションでは，同地区は桜島を中心にゾーン計画があり，ドルフィンポート跡地も細長く海岸線に沿って計画されている。同セッションでの共通点は，ミルフィーユ状に，いかに放射状の通りで縁取られるゾーンを“くさび”のように打ち込んでいくか。“くさび”のように打ち込めれば，得られたスペースで，桜島の全貌を見られて，

朝日通り等も同様に確保されれば，天文館からアクセスしたときに常に桜島を望みながらアプローチできる。とても魅力的な場所になる。グランドデザイン等で考えられている回遊性のある豊かな施設や用途が含まれると，その風致が極めて有効的に機能してくる。

（冨宿委員）

- 利活用検討委員会において，ウォーターフロントパークについては，保全する方向で議論が進んでいる。昨日までのポスターセッション及びプレゼンテーションで紹介されたものも含め，利活用アイディアに関する意見は，参考にすることとしている。
- スポーツコンベンションセンターは，基本構想において，ドルフィンポート南側への整備が示されている。朝日通り等からの桜島の景観については，眺望に留意することとしており，景観保全は同センター整備課において，検討していくこととしている。

（川島委員）

- 桜島に対する見通し，より広がりを持つような風景を用意できるか。スペースを確保すると，事業地面積を確保しなければならないという状態になるので，眺望は確保しながらも，場合によっては高層化もあり得るという判断も，場所によっては出てくる。本港区も，圧倒的な桜島があるがゆえに，それ以外のところは，比較的港湾らしいというか，控えめなもの。より魅力ある場所になる。

（高取委員）

- 桜島へどのように視点場を設定して，景観軸としてとるか，今後歩き回りながら議論することが大事。一方で，ここは水際であるので，いくつかの景観軸があり，マイアミ通りなど市街地側から歴史的な景観軸を現代的に歩いて楽しいとか，ウォーカブルな軸線として，垂直方向の軸をとり，水辺にどう連結させるか，賑わいの中心的な景観軸も必要。
- ウォーターフロントパーク等の水辺沿いに落ち着いた景観と，桜島を眺められるようなスポットを石造り等の歴史的な要素で，夜間景観をあわせ水辺を横にどうつなぐか。
- スポーツ施設の整備予定もあり，大きなアジアの拠点としても，国内外問わず発展力のある地域にしていくべき。ターミナルから同施設とのつなぎで，駐車場から水辺に向かい，歩けるようなエリアとして作っていくかという視点が大事。バリアフリーやユニバーサルデザインなど，海外旅行者も含め，快適に歩けるようなサイン計画や，プロムナードの連続性をどんなラインでとっていくか，ユニバーサルデザインとしての景観軸が必要。
- 今後の検討項目として，市街地側からの水際の水平方向の連続性，また地域を代表する景観としてのあり方をどう作っていくか，盛り込んでほしい。

（徳島委員：欠席につき事前に意見聴取した内容を代読）

- 同エリアからは海の中にそびえる火山に見える桜島，この景観は鹿児島の財産，朝夕、刻々と変化させ、一日で七色に変化すると例えられるもの。観光の視点は、歴史・文化もあるが，景観，体験の目的者も多い。桜島は何度も見たい，来たい，重要なファクター。

・　これを前提に，１点目は，桜島から見られる空間であること。２点目は，色の配慮は必要奇抜な色、暗く怖いイメージは避ける。３点目は、造作物の統一感で本港区エリアと桜島の共存ができること。４点目は，建物からも桜島が見られる配慮。

（佐多委員）

・　街から近くに港があり、船や荷物が行き来する都道府県は，そう無い。観光化していて，かつ港の生活があるところが一つの鹿児島の素晴らしい景観の特徴であり本港区の特徴。
・　桜島に関しては、全方向から桜島が見えなくてもいい。景観桜島を眺めるポイントを設定する必要がある。通りに関しても，例えばトンネルを抜けるとそこは雪国だったという，何も見えないところからパッと開けたところに雪国が広がるという感覚もあっても良い。
・　桜島フェリーからは，市街地をずっと見ながら戻ってくる。本港区も海から見たとき，どう見えるかという視点も大事。背後の町並みとどう整合をとるのか。構造物があれば，それをどう生かすのか。他にない生きた港の景観をどのように見せるかという観点からも考える必要がある。

（上村委員）

・　どこからでも桜島が見えればいいということでは無いと思う。ここから見た桜島の風景は素晴らしいというような場所に誘導ができるような視点場が大事。
・　港湾機能を確保したままの景観をどうするか。その港湾施設も、いろんな工作物等もあるので色彩計画をどうするか。海から見た景観が大事であり，夜間照明等が入ればどう見えるのか，桜島から見たらどう見えるか，というワクワクする景観になる。
・　どこを規制して，どこを規制しないのかというメリハリが、ガイドラインでは必要。

（中島委員）

・　事務局の説明で，市の景観計画を踏まえるということが確認できた。小山委員の発言のとおり，共存などの視点で議論が進めばいいと思う。

（山中委員）

・　市の場合は，奥の方の桜島を見ながら、手前の方に高い建物を建てさせないという手法で，城山からの視点場を設定している。本港区では，景観の考え方は，見たいもの（桜島）が見やすい状態（海に浮かんでいる桜島）にあるというのが一番大事。このルートなら、桜島がきれいに見えるということであれば，回遊性も生む。

（岩元委員代理：有川課長補佐）

・　港は地域の日常生活で利用される。利用者が利用しづらくなることは避けるべき。

（冨宿委員）

・　港は人流・物流という動き自体が一つの風景。船が出入りするその姿自体も一つの風景ということである。そんな観点からデザインも考えるべき。

・　海から見た市街地という観点も大事。日中は桜島があるので，世界に誇れる風景を持っているので，夜景的なものを取り入れた鹿児島も作れたらいいと思う。

（小山委員）

・　今回の項目案に掲げられた配慮する事項は，文章で示す定性的なものと，数値や図面で示す定量的なものがあり，どこまで具体的にするかは，この場で議論するところ。今回の景観デザインの議論は体育館に限らず，何か集客施設を想定したときの配慮すべき共通の前提条件として考えていくべき。

令和５年８月１０日
鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会
提出資料　No.５

第１回　鹿児島市多機能複合型スタジアム検討協議会について

１　開催概要

（開催日時）　令和５年７月２５日（火）１４時００分～１６時００分
（開催場所）　鹿児島市国際交流センター　１階　多目的ホール
（会長選出）　会　　長　與儀幸朝委員　※委員による互選
　　会長代理　堀口譲司委員　※会長が指名

２　委員出席状況

委員１４名のうち、桂田隆行委員及び志賀玲子委員については、オンラインにて出席
委員名簿については、提出資料５のＰ．４　委員名簿参照

３　オブザーバー出席状況

・鹿児島県：スポーツ・コンベンションセンター整備課（課長ほか１名）
　　本港区まちづくり推進室（補佐ほか１名）
・競技団体：鹿児島陸上競技協会（理事長）
　　鹿児島県サッカー協会（副会長）
　　鹿児島県ラグビーフットボール協会（理事長）
・関係団体：鹿児島港運協会（事務局長）
　　鹿児島ユナイテッドＦＣ（代表ほか１名）
　　鹿児島県旅客船協会については、今回は欠席

４　傍聴者等人数

傍聴者：１６人、最大ライブ配信視聴者：９０人

５　委員による意見等

提出資料５のＰ．５　協議会議事概要参照

６　その他

・協議会の今後のスケジュール案
　　８～９月　第２回　ゾーニング素案説明及び素案等への意見聴取
　１０～１１月　第３回　素案等への意見聴取、スタジアム像の検討、
　　機運向上に向けたアドバイス
※北ふ頭及び鹿児島ユナイテッドＦＣのホームゲームを視察予定

鹿児島市多機能複合型スタジアム検討協議会設置要綱

（設置）

第１条　多機能複合型スタジアムに係る基本的な事項等について意見聴取及び意見交換するため、鹿児島市多機能複合型スタジアム検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 多機能複合型スタジアムに係る基本的な事項に関すること。

(2) その他多機能複合型スタジアム整備に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、委員の互選によりこれを定める。

３　委員は、次に掲げる者を市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体等を代表する者

(3) 専門的知識又は経験を有している者

(4) 本市内の大学生

（任期）

第４条　委員の任期は令和６年３月３１日までとする。

（会長等の職務）

第５条　会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

２　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、会長が必要に応じて招集する。

２　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

３　会長は、災害その他の事由により、委員又は前項の委員以外の者（以下「委員等」という。）が会議の開催場所に参集することが困難であると認めるときその他相当と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法又は書面により意見を表明する方法（以下「オンラインによる方法等」という。）により会議を開くことができる。

４　オンラインによる方法等で会議に参加した委員等は、会議に出席したものとみなす。

（報償金）

第７条　委員（行政機関の職員を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が定める報償金を支払うことができる。

（庶務）

第８条　協議会の庶務は、観光交流局観光交流部スポーツ課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年７月１３日から施行する。

（要綱の廃止）

２　サッカー等スタジアム整備検討協議会設置要綱（平成２９年３月２４日制定）は、廃止する。

（経過措置）

３　第６条第１項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議の招集については、観光交流局観光交流部スポーツ課において処理する。

鹿児島市多機能複合型スタジアム検討協議会委員名簿

No.	氏名	備考
1	有賀　真姫	フリーアナウンサー
2	入江　優平	鹿児島大学
3	桂田　隆行	株式会社日本政策投資銀行　地域調査部　審議役
4	志賀　玲子	志學館大学　法学部　教授
5	瀬戸口　紗弥	鹿児島大学
6	長崎　美由輝	志學館大学
7	橋野　佳太郎	鹿児島商工会議所　青年部　会長
8	平岡　正信	天文館商店街振興組合連合会　代表理事
9	福永　浩司	鹿児島経済同友会　鹿児島活性化委員会　副委員長
10	藤﨑　美保	全日本空輸株式会社　鹿児島支店　支店長
11	堀口　譲司	第一工科大学　工学部　建築デザイン学科　学科長・教授
12	松村　崇司	公益社団法人鹿児島青年会議所　専務理事
13	山田　聡	日本旅行業協会九州支部鹿児島県地区委員会　委員長
14	與儀　幸朝	鹿児島県立短期大学　教授

（５０音順）

第１回鹿児島市多機能複合型スタジアム検討協議会の議事概要

委員の主な意見

（Ａ委員：関係団体）

県と市の連携が課題。

県の土地、市の案件、といったことは市民には関係のないこと。県民・市民が誇れるもの、他県に自慢できるものをデザインしてほしい。県と市と一体となって進めてほしい。

（Ｂ委員：関係団体）

本港区エリアにスタジアムができれば回遊性も高まると期待。

試合をあまり見に来ない層がどうしたら利用してくれるかといった視点も非常に重要。

「多機能複合型スタジアム」という名前も冠しているので、今後に期待。

一般の方から温泉というキーワードが出てきていることに興味がある。スポーツと温泉というのが非常に面白い組み合わせ。

６万トン級のクルーズ船が着岸できるような施設は商店街からも非常に魅力的。複合的な機能をどのように捉えているか。

（Ｃ委員：関係団体）

回遊性があって利便性のある中心市街地にスタジアムを作ることはとても良い。ただスタジアムを作るのではなく、県と市の連携が必要。

特に桜島フェリー周辺は交通渋滞も発生するので、地域全体を見て議論を進めていく必要がある。

（Ｄ委員：大学生）

立地としては北ふ頭がとても良い。活気のある街にするために、若者から高齢者まで幅広く使える施設の建設が大事。１年中どんな世代でも利用できる鹿児島を代表する施設になれば。

（Ｅ委員：大学生）

情報に強い若者にすら多機能複合型スタジアムが認知されておらず、行政の情報発信が課題と感じる。SNS も利用しながら発信していくべき。

北ふ頭へのスタジアム建設はとても良い。仮に郊外に作ったとしても、時間や交通費の面から行きたい気持ちが薄れる懸念がある。若者を固定客にし、将来に渡って利用し続けてもらうためにも、中心地に作るのが良い。

さらにエンタメを生むところとして、遊園地は難しいかもしれないが、例えば長崎のようなジップライン、子供が楽しめるような場所を作る等、スポーツに興味がない人を取り込むきっかけにもなるし、エンターテインメントになり得る。

（Ｆ委員：大学生）

立地に関しては、北ふ頭は桜島や錦江湾の自然が望める場所が良い。

県や市には、若者への周知をお願いしたい。実際自分自身もサッカーだけだと思っていたので、多機能であること、複合型であることを周知してもらえれば、若者の意見も取り込めるのではないか。

（Ｇ委員：専門家）

県内外からの理解を得て利用していただくために、サッカー以外の使い方も非常に重要。

８割男性のアンケートだけでなく、県民の半数である女性の意見も収集していけるとよい。

（Ｈ委員：専門家）

気になるのは広報の部分。市民・県民にもう少し丁寧な説明が必要という印象。例えば去年ワールドカップの際、市長がスタジアムに関する広報活動をしていたが、そういった機会を増やす等、積極的な説明の機会を設けると良い。

（Ｉ委員：関係団体）

鳥栖は７．５万人程度の人口だが、試合日は最大１．５万人のサポーターが来て街が賑わう。鹿児島においても、市内中心部の回遊性が高い立地が良い。魅力ある施設を作り、キャンプや大会誘致の部分で競争し、勝ち取っていく必要がある。

個別の立場から言えば、会場の近くにホテルや飲食店がある、公共交通機関が充実しているところという視点は大事。

（Ｊ委員：専門家）

各委員からも北ふ頭の立地は素晴らしいというコメントを今日聞くことができた。地元の総意として北ふ頭を推挙するのであれば良いのではないか。

港湾事業者、商業、地元に対し、丁寧に議論・説明をしてほしい。

北ふ頭本来の機能を害さないか、既存の事業者にとって連携できる施設か、騒音や渋滞の問題もある。特に住民への説明を丁寧に行った印象があるのは北九州市のスタジアム整備計画の事案であったと感じており、ヒアリングに行くと良い。

最後は希望ではあるが、今後スタジアムの整備費を負担する際、都市景観に溶け込むスタジアムという観点も大切にして頂きたい。

（Ｋ委員：学識経験）

建築を設計する際、実現可能性が大切。その観点から

①港湾関係者とのすり合わせが必要。港湾計画策定部署ともよく連携すべき。

②地盤状況、流動化現象など、ケーススタディが重要。

③交通量問題。何万人の集客があった場合に、車か、シャトルバスを出すのかによっても異なる。物流・人流との関係性をどう考えるか、緻密な交通量調査が必要。

④景観のシミュレーション。港湾計画とも関係するが、グラウンド部分を掘り下げて建物全体を下げるなどの構想も可能。

最後に、多機能として、どういった機能を持たせるのか。水族館との相乗効果を狙ったスタジアム建設が必要。

（Ｌ委員：関係団体）

本港区エリアは非常に注目している。ただ、団体としては様々な業種や考えがあるので、スタジアムに関する提言は現段階では持ち合わせていない。

（Ｍ委員：学識経験）

①北ふ頭については非常に現実的。桜島を望むランドマークのような存在となれば、海外の方にもウケる。

②社会教育の観点からも多機能複合型というのは時流。地域丸ごと博物館、エコミュージアム、防災ツーリズムの観点も取り入れて、目的型観光や教育観光にもいい影響となる。

③データに基づいた議論が必要。ユナイテッドの試合におけるアウェイ観客数や、地域貢献活動など、どの程度知られているか。若者のグループワークにおいて鹿児島にはエンタメが足りないという意見がよく出るが、鹿児島も新たな動きがあると若者が実感できれば、若者の地元定着につながるかもしれない。

最後に、様々なデータに基づいた冷静な議論、県と市の連携による全体のデザイン、港湾関係者、交通関係者との丁寧な調整・議論、人流・物流の検討、稼働率についての検討も必要。

（会長）

人を集めるということに関連して、ユナイテッドの平均観客数は５，２００人を超えており、これはＪ３の中では２位。一定層の支持層、ファンがいるというのも事実。北九州や長野、松本山雅など、スタジアムを保有しているチームと比べても集客率はユナイテッドのほうが高い。

別紙

現況

北ふ頭旅客ターミナル
イルカ水路
いおワールド
かごしま水族館
本港新町
２号上屋
１号上屋
展望灯台
ソーラスフェンス
（SOLAS条約に基づく保安措置
のためのフェンス）
引用元：Google社「GoogleEarth」

配置イメージ

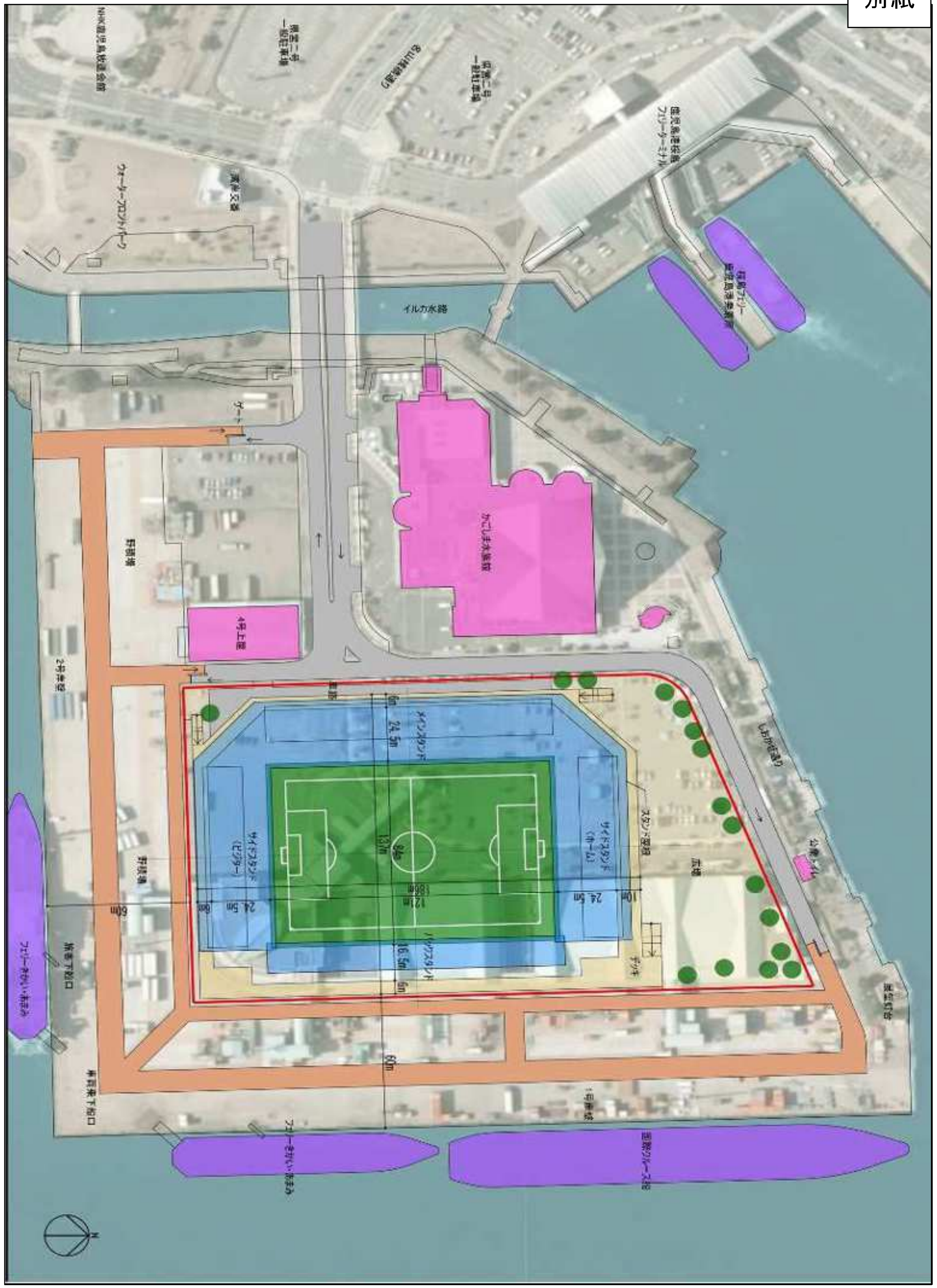

令和５年８月１０日
鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会
提出資料　№.６

	項目	担当課	ページ
１	路面電車観光路線の新設	交通政策課	２～５

	項　　目	現　況	これまでの取組・経過等
3	路面電車観光路線の新設	・ 令和5年5月15日、第12回県市連絡会において、県からスポーツ・コンベンションセンターの整備スケジュールについて説明があり、意見交換を行った。 ・ 5年5月29日、第13回県市連絡会において、市から候補地に係る今後の検討の方向性について説明を行い、意見交換を行った。 ・ 5年7月3日、第14回県市連絡会において、市から多機能複合型スタジアム整備にかかる候補地の整理及び今後の方向性等について説明を行い、意見交換を行った。 ・ 5年8月4日、第15回県市連絡会において、市から第1回多機能複合型スタジアム検討協議会の議事概要等について説明を行い、意見交換を行った。	・ 平成23～24年度、検討連絡会議を設置し、複数のルート案について整理を行った。 ・ 25年度、県において複合施設を本港区に整備する方針が示されたことから、路面電車観光路線の基本計画策定に係る検討を当面見合わせることとした。 ・ 28年度、県市意見交換会において、路面電車観光路線の新設などについて、今後とも共通認識を持って協議していくことを確認した。 同年度、路面電車観光路線導入連絡会議を設置、開催した。 ・ 29年度、継続して路面電車観光路線導入連絡会議を開催し、6つの検討対象ルートの設定や課題整理等を行った。 ・ 30年度、「鹿児島港本港区エリアまちづくりグランドデザイン（県・31年2月公表）」に、観光路線は本港区エリア内を通るルートを想定することが記載された。 同年度、路面電車観光路線基本計画策定委員会を設置、開催した。（検討経緯等の説明、意見交換ほか） ・ 令和元年8月8日、交通政策課長が県本港区まちづくり推進室長と、現在の取組状況等について意見交換を行った。 ・ 元年9月30日及び10月30日、交通政策課長が県本港区まちづくり推進室長と、現在の取組状況等について意見交換を行った。 ・ 元年12月20日及び2年1月20日、交通政策課長が県本港区まちづくり推進室長と、現在の取組状況等について意見交換を行った。

	項　　目	現　況	これまでの取組・経過等
3	路面電車観光路線の新設		・　2年1月27日、県市意見交換会において、「路面電車観光路線については、鹿児島港本港区エリアのまちづくりにおいて、観光客の移動手段や観光ＰＲの面からも重要な要素であることから、今後も引き続き連携して取り組んでいくこと」を確認した。 ・　2年2月26日、県が公表した鹿児島港本港区エリアまちづくり事業者公募要項（案）に「路面電車観光路線については、観光客の移動手段や観光ＰＲの面からも重要な要素であると考えられることから、路面電車観光路線基本計画策定委員会の検討内容を踏まえ、事業予定地内における想定ルートを考慮して施設の配置を提案してください」と記載された。 ・　2年3月26日、第2回路面電車観光路線基本計画策定委員会を開催し、本港区エリアを含む複数のルート案の設定等について協議を行った。 ・　2年5月25日及び7月20日、交通政策課長が県本港区まちづくり推進室長と、現在の取組状況等について意見交換を行った。 ・　2年8月25日及び10月8日、交通政策課長が県本港区まちづくり推進室長と、現在の取組状況等について意見交換を行った。 ・　2年11月26日及び3年1月29日、交通政策課長が県本港区まちづくり推進室長と、今後の取組等について意見交換を行った。 ・　3年1月28日、県市意見交換会において、今後とも共通認識を持って協議していくことを確認した。

	項　　目	現　況	これまでの取組・経過等
3	路面電車観光路線の新設		・ 3 年 2 月 18 日及び 4 月 12 日、交通政策課長が県本港区まちづくり推進室長と、今後の取組等について意見交換を行った。 ・ 3 年 5 月 25 日及び 7 月 15 日、交通政策課長が県本港区まちづくり推進室長と、現在の取組状況等について意見交換を行った。 ・ 3 年 10 月 15 日及び 11 月 30 日、交通政策課長が県本港区まちづくり推進室長と、現在の取組状況等について意見交換を行った。 ・ 4 年 1 月 7 日、県市連絡会において、県から第 7 回総合体育館基本構想検討委員会における協議事項について説明があり、意見交換を行った。 ・ 4 年 2 月 14 日、第 2 回県市連絡会において、県からスポーツ・コンベンションセンター基本構想（案）及び令和 4 年度予算（案）について説明があり、意見交換を行った。 ・ 4 年 3 月 29 日、第 3 回県市連絡会において、県からスポーツ・コンベンションセンター基本構想（案）及びコンベンション・展示機能を備える施設に係る整備可能性調査の結果について説明があり、意見交換を行った。 ・ 4 年 4 月 18 日、第 4 回県市連絡会において、県からスポーツ・コンベンションセンターＰＦＩ等導入可能性調査業務委託に係る公募型プロポーザルについて説明があり、意見交換を行った。 ・ 4 年 5 月 31 日、第 5 回県市連絡会において、県からスポーツ・コンベンションセンターＰＦＩ等導入可能性調査業務委託プロポーザルに係る審査結果及びスポーツ・コンベンションセンター整備予定地地盤調査委託について説明があり、意見交換を行った。

	項　　目	現　況	これまでの取組・経過等
3	路面電車観光路線の新設		・　4年7月5日、第6回県市連絡会において、県からスポーツ・コンベンションセンター整備検討事業の4年度のスケジュール及びスポーツ・コンベンションセンターの整備に向けた情報発信等による基本構想の周知について説明があり、意見交換を行った。 ・　4年9月2日、第7回県市連絡会において、県から鹿児島港本港区エリアの利活用の検討を行うための検討委員会の設置及びスポーツ・コンベンションセンターの整備に向けた情報発信等による基本構想の周知について説明があり、意見交換を行った。 ・　4年10月21日、第8回県市連絡会において、県から鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会（仮称）の設置、スポーツ・コンベンションセンターＰＦＩ等導入可能性調査事業に係る民間事業者意向調査のヒアリング結果、スポーツ・コンベンションセンター整備検討事業に係る整備予定地地盤調査事業の状況及びスポーツ・コンベンションセンターの整備に向けた情報発信等による基本構想の周知について説明があり、意見交換を行った。 ・　4年11月7日、第9回県市連絡会において、市からスタジアム需要予測等調査・整備検討支援業務の中間報告を説明し、意見交換を行った。 ・　4年12月27日、第10回県市連絡会において、県からスポーツ・コンベンションセンターＰＦＩ等導入可能性調査の中間報告及び地盤調査の最終報告について説明があり、意見交換を行った。 ・　5年2月3日、第11回県市連絡会において、市からスタジアム需要予測等調査・整備検討支援業務の最終報告及び中間報告に対する意見募集結果を説明し、意見交換を行った。

令和５年８月１０日
鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会
提出資料　No.７

路面電車観光路線の新設について

１　路面電車観光路線の目的

新幹線からの二次アクセスの充実や中心市街地の活性化等を図るため、かごしま水族館や桜島フェリーターミナル等がある鹿児島港本港区への路面電車観光路線の検討に取り組む。

２　路面電車観光路線導入の基本方針

(1) 「陸の玄関」鹿児島中央駅と「海の玄関」本港区の結節を強化することにより、新幹線からの二次アクセスを充実するものとする。

(2) 天文館地区と本港区の回遊性を向上させ、本港区の集客施設との相乗効果を発揮させることにより、中心市街地の活性化を図るものとする。

(3) 桜島や錦江湾を車窓から眺められ、本港区に立地する様々な施設を結ぶルートとすることにより、乗客に鹿児島らしい雄大な景色を楽しんでもらうとともに、新たな魅力ある都市景観の創出を図るものとする。

(4) 乗車すること自体が目的となる魅力ある車両を導入するものとする。

３　今後の予定

・観光路線のルートには本港区エリアが含まれることから、同エリアの施設整備の動向を踏まえ、検討を行う。

【路面電車観光路線　複数のルート案】

Ａ´ー Ｅルート	Ａ ー Ｅルート
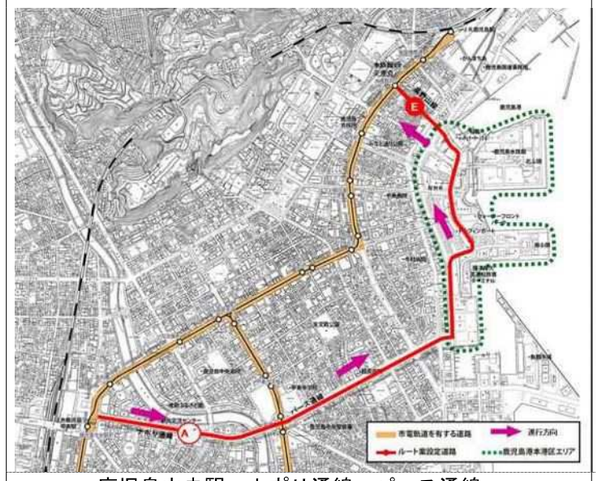 鹿児島中央駅→ナポリ通線→パース通線 →本港区エリア→高野山線 →水族館口交差点→（鹿児島駅）→鹿児島中央駅	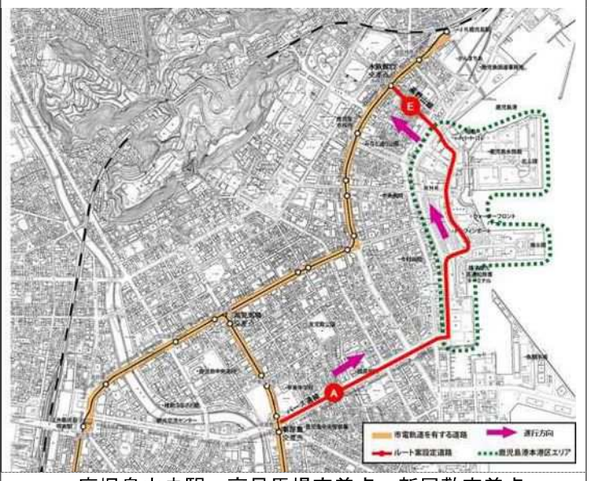 鹿児島中央駅→高見馬場交差点→新屋敷交差点 →パース通線→本港区エリア→高野山線 →水族館口交差点→（鹿児島駅）→鹿児島中央駅
Ｂ ー Ｅルート	Ｅ ー Ｂルート
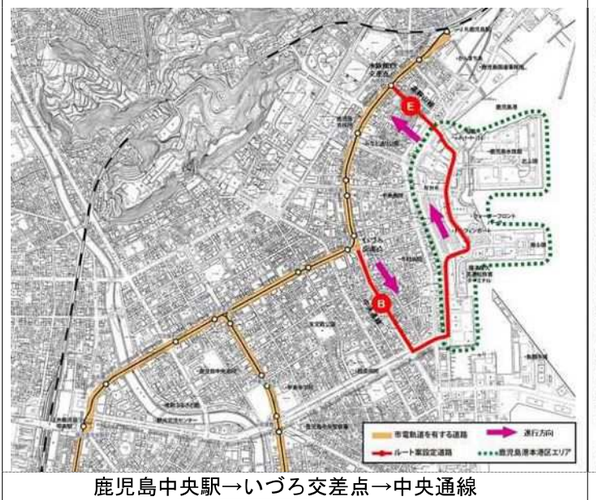 鹿児島中央駅→いづろ交差点→中央通線 →本港区エリア→高野山線 →水族館口交差点→（鹿児島駅）→鹿児島中央駅	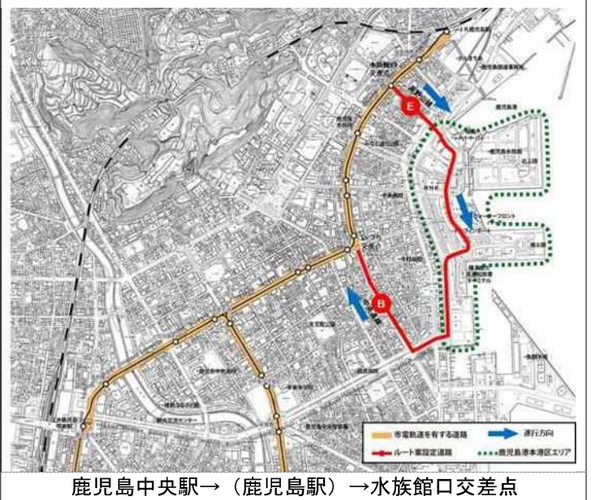 鹿児島中央駅→（鹿児島駅）→水族館口交差点 →高野山線→本港区エリア →中央通線→いづろ交差点→鹿児島中央駅

鹿児島市
スポーツ課
-5.7.-3
第175号

令和５年８月１０日
鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会
提出資料　No.８

令和５年７月３日

鹿児島市スポーツ交流担当課長　殿

鹿児島県本港区まちづくり推進室長

北ふ頭へのサッカー等スタジアム整備検討について

県では現在，北ふ頭を含む鹿児島港本港区エリア一帯の利活用について検討委員会を立ち上げ，本年度末を目途に，同エリアの利活用の全体像の策定に向けた取組を進めているところです。

こうした中，貴市におかれては，これまでサッカー等スタジアムの整備候補地としていたドルフィンポート跡地及び住吉町１５番街区を取り下げるとともに，新たに北ふ頭を整備候補地として検討することを表明されたとの報道がなされております。

県としては，同スタジアムについては，北ふ頭への整備を検討するとした場合であっても，年間３６５日賑わう拠点を形成することを開発コンセプトとした鹿児島港本港区エリアのグランドデザインとの整合性，また，奄美・喜界航路や上屋を移転しなければならなくなるなど，多くの課題があると考えます。

貴市におかれては，鹿児島港本港区エリアの利活用に係る検討委員会において，市の考えを時機を逸することなく説明したいとの考えであると聞いておりますが，検討委員会でのゾーニングの検討スケジュールを考慮しますと，第５回検討委員会までに明らかにしていただくことが必要と考えておりますので，次の８項目について事前に整理していただきますようお願いします。

１　サッカー等スタジアムについては，稼働状況が年間の半分にも満たないことを踏まえると，北ふ頭への整備を検討するとした場合であっても，年間３６５日賑わう拠点を形成することを開発コンセプトとした鹿児島港本港区エリアのグランドデザインとの整合性をどのように図られるのか。

２　奄美・喜界航路や上屋を移転しなければならなくなる可能性があることについて，どのように考えておられるか。

３　北ふ頭へのサッカー等スタジアムの整備については，本県や市議会や市民，経済団体，商店街関係者，港湾関係者，離島航路利用者並びに関係自治体，海外クルーズ会社等の意向について，どのように把握されているか。

４　貴市におかれては，サッカー等スタジアムについて，まちづくりの観点から，その必要性や北ふ頭への整備について，どのように整理されているのか。

５　北ふ頭に整備を検討するサッカー等スタジアムの具体的な機能・規模・構成・配置案などについて，市としての成案を得た上でお示しいただきたい。

6　北ふ頭へのサッカー等スタジアム整備に当たり，航路や上屋の移転，船社や荷役業者等の移転，新たな岸壁の整備などについて，どのくらいの期間を見込まれているのか。

7　北ふ頭へのサッカー等スタジアム整備は，相当の期間を要すると考えられる一方で，スタジアム整備見直しがライセンスに影響する可能性についてＪリーグから言及があったと聞き及んでおりますが，北ふ頭での整備スケジュールがライセンス継続に及ぼす影響について，どのように考えているのか。

8　北ふ頭は第１種特定建築物制限地区であり客席部分の床面積の合計が１万㎡を超える観覧場は建築不可となっていること，また，北ふ頭は，水族館敷以外は臨港地区の商港区に指定されていることから現状ではサッカー等スタジアムが建築できませんが，これらの点についてどのように考え，貴市として具体的にどのように対応される予定でおられるか。

令和５年８月１０日
鹿児島港本港区のまちづくりに関する調査特別委員会
提出資料　No. ９

北ふ頭における土地利用規制等について

○：スタジアムの建築は 可能
▲：〃　条件を満たす範囲において可能
×：〃　不可

		北ふ頭
市	用途地域 特別用途地区 ※ 都市計画法第8条 ※ 鹿児島市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例 ※ 港湾法（第58条）に基づき、臨港地区の分区が指定された区域においては、用途地域及び特別用途地区の規定は適用されない。	**用途地域　：準工業地域** **特別用途地区：第一種特定建築物制限地区（▲）** 第一種特定建築物制限地区では、次の建築物を建築してはならない 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これらに類する用途又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの
県	臨港地区の分区 ※ 港湾法第39条、第40条 ※ 鹿児島県が管理する港湾の臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例	**商港区（×）** **修景厚生港区（×）** 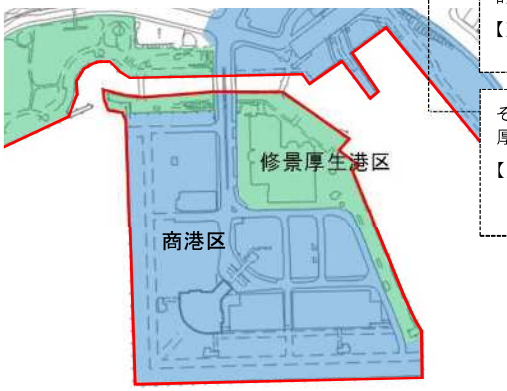 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域 【建築可能】 海上運送事業等の事務所、官公庁の庁舎、店舗、ホテル等 その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする区域 【建築可能】 水族館、公会堂、展示施設、休泊所、店舗、港湾関係者のためのスポーツ施設等
	港湾計画 （土地利用の区分） ※ 港湾法第3条の3	**埠頭用地（×）** **交流厚生用地（○）** **緑地（×）** 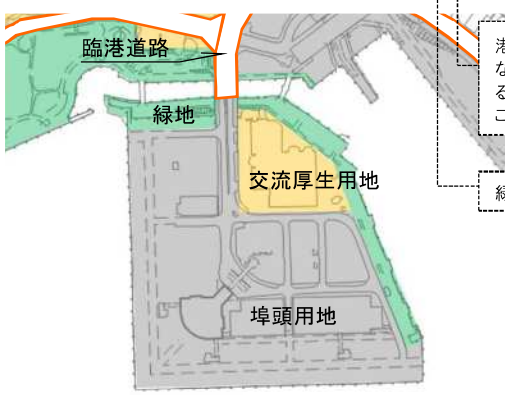 係留施設と一体となって港湾貨物の荷さばき、船舶乗降旅客の取扱等を行うための用地 港湾を通じた人的・経済的な国内外の様々な交流活動を推進するとともに、港湾におけるレクリエーション活動の用に供する施設及びこれに付随する施設のための用地 緑地、広場等の用地